

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金実施の手引き

<はじめに>

長崎県は、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るために、国の肥料価格高騰対策事業と協調して、前年からの肥料コスト上昇分の一部を支援します。

併せて、事業に参加する農業者の申請の取りまとめ等の事務作業を負担する補助事業者（JAや肥料販売事業者等）の事務費支援を行います。

補助事業者（事業実施主体）は、事業の遂行にあたり、補助金交付要領や県の通知等に従っていただく必要があります。

補助事業に取り組む際は、事前にこの手引きを読み、手順に従って事務を進めていただくようお願いいたします。

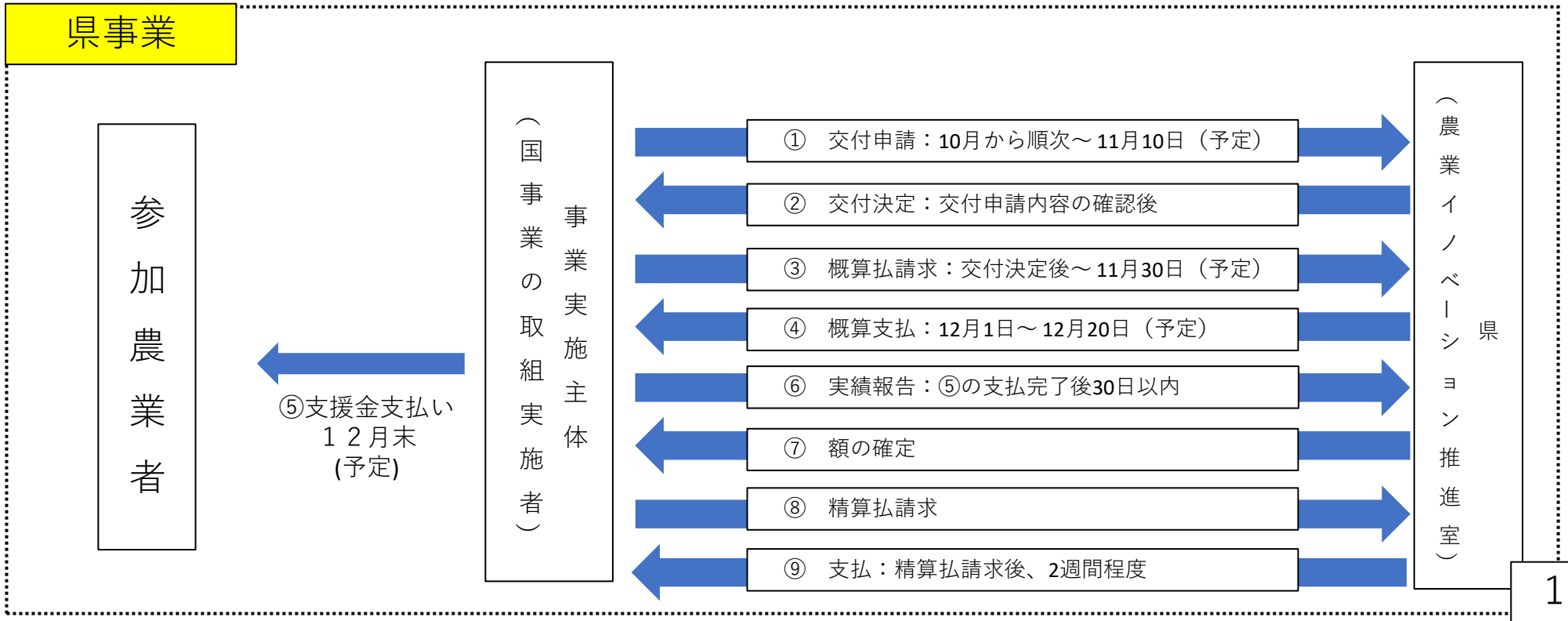
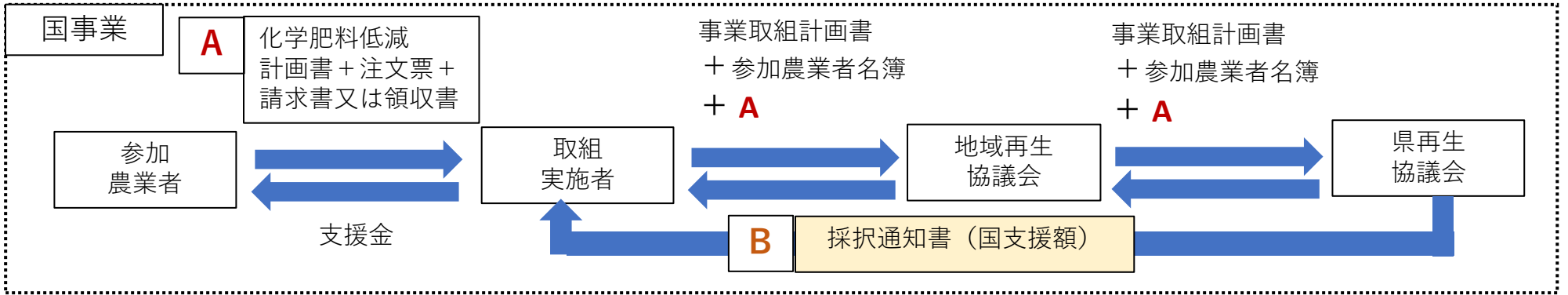
申請に係る各種書類の提出は、速やかに事務処理を行うために、可能な限り電子データで行いたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

<目次>

1	申請から支給までの手続き	1
2	交付申請から補助金の交付決定について	2
3	補助金の支払について（概算払請求及び概算払支払い）	6
4	事業の内容変更や中止について	7
5	実績報告について	7
6	補助金の支払について（精算払請求及び精算払支払い）	10
7	書類の整理・保管について	11

1 申請から支給までの手続き

申請から支給までの事務手続きは下図のとおりです。国事業の取組実施者が県事業の事業実施主体となります。県事業では国事業の採択通知書の写しを添付していただくことで国事業の農業者の書類の提出を不要とします。



2 交付申請から補助金の交付決定について

- 補助事業者である事業実施主体は、長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）により交付申請に必要な下記の書類を提出してください。

- 交付申請に必要な書類
- ① 交付申請書（様式第1号）、② 事業計画書（様式第2号）、③ 収支予算書（様式第3号）、④ 暴力団排除に関わる誓約書（様式第4号）、⑤ 参加農業者名簿（様式第5号）
- ⑥ 国事業の採択通知書の写し（県事業申請時に採択通知が行われていない場合は、通知書が届いてから10日以内に農業イノベーション推進室へ提出すること）

① 交付申請書（様式第1号）の記入例

国事業・様式第1号

記載例

（業務方法書 様式第1号）

所在地 長崎県○○○○○ ○-○
取組実施者名 株式会社 □□□ □□□
代表者氏名 △△△ △△△

令和4年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和○年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（1）（第9の4の（3））に基づき、別添のとおり提出する。

【提出先市町一覧】

提出先市町	参加農業者数内訳
○市	2
□町	3

（注1）複数の市町の農業者が事業に参加する場合は、提出先市町別にその内訳を表に記載してください。

（注2）以下の書類を添付すること。

- 肥料価格高騰対策取組計画書（様式第1号別添）
- 参加農業者名簿（参考様式第1-2号）
- 概況口座情報及び通帳の写し（業務方法書 様式第3号）
- 化学肥料削減計画書（参考様式第2号）※参加農業者の市町ごとに分けて提出
- チェックリスト（別紙様式1）※参加農業者の市町ごとに分けて提出
- 支援金の算出根拠となる証拠書類 ※参加農業者の市町ごとに分けて提出（肥料の注文書のほか、請求書または領収書）
- 参加農業者の販売実績を示す書類 ※参加農業者の市町ごとに分けて提出（販売伝票の写し等）
- 肥料登録・届出があることを示すことができる書類（別紙様式2）

○国事業の様式第1号に記載している「所在地」、「取組実施者名」、「代表者氏名」と同じ内容を県事業の様式第1号に記入してください。

○事業計画書（様式第2号）に記入している県事業の所要額を記入してください。

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

県事業・様式第1号

様式第1号（第5条関係）

番 号
×年 ×月 ×日

長崎県知事 様

住所 長崎県○○○○○ ○-○
名称 株式会社 □□□ □□□
代表者又は氏名 △△△ △△△

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金交付申請書

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業について、長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金（円）を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 暴力団排除に関わる誓約書（様式第4号）
- 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業参加農業者名簿（様式第5号）
- 国の肥料価格高騰対策事業の採択通知書の写し

（注）長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業交付申請時に国の肥料価格高騰対策事業の採択通知が行われていない場合は、県実施要領様式2の「4. 誓約・同意事項」の内容を確認の上、誓約・同意すること。また、採択通知が届いた際には、その写しを10日以内に知事に提出すること。

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

② 事業計画書（様式第2号）の記入例

国事業・様式第1号別添

記載例 様式第1号別添

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分
○	

(注)該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社 □□□ □□□	
代表者の役職・氏名	△△△ △△△	
取組実施者の住所	〒 長崎県○○○○○ ○-○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	▽▽▽部 ▽▽ ▽▽
	電話番号	×××-×××-×××
	FAX 番号	◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇
	E-mail	●●●@~

第2 参加農業者の概要
参考様式第1-2号のとおり。
参加農業者数（件）
5

第3 所要額
156,432円 (秋用肥料分/春用肥料分)
(注1) 括弧内はいずれかを選択し、○で囲むこと
(注2) 地方自治体からの肥料費支援があり、調整額が発生した場合は、この額から差し引かれます。

第4 誓約・同意事項
取組実施者（参加農業者を含む）は、支援申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
1 本事業に係る報告や立入調査について、長崎県知事から求められた場合に応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

○国事業の様式第1号別添に記載している「取組実施者の概要」の内容と同じ内容を県事業の様式第2号に記入してください。

○県事業の様式第2号に記載する所要額は、国事業の金額は、「採択通知書」に記載されている金額（採択通知が行われていない場合は、国事業様式第1号別添の所要額に記載した金額）を記入してください。

○県事業の金額は、肥料費支援と事務費支援の合計額を記入してください。

県事業・様式第2号

様式第2号（第5条、第12条関係） 番 号
×年 ×月 ×日

長崎県知事 様

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金事業計画書

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名	株式会社 □□□□	
代表者の役職・氏名	△△ △△	
事業実施主体の住所	〒 長崎県○○○○○ ○-○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	▽▽▽部 ▽▽ ▽▽
	電話番号	×××-×××-×××
	FAX 番号	◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇
	E-mail	●●●@~

2. 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金の所要額

国事業：156,432円 (秋用肥料分/春用肥料分)
県事業：48,320円 (秋用肥料分/春用肥料分)
(注) 括弧内はいずれかを選択し、○で囲むこと

3 事業の完了（予定）年月日 令和 ○年 ○月 ○日

4. 誓約・同意事項
事業実施主体（参加農業者を含む）は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
1 本事業に係る報告や立入調査について、長崎県知事から求められた場合に応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金事業計画書の内容は、国の肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（1）（第9の4の（3））に基づき提出する事業取組計画書の内容と相違ないことを誓約します。なお、国の肥料価格高騰対策事業における採択通知が届いた場合には、その後10日以内はその写しを知事へ提出します。	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、長崎県知事から求められた場合は提出します。	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 以下の場合には、県の補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 国の対策事業における対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、国の対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

○事業の完了（予定）年月日は、参加農業者への支援金の支払予定月日を記入してください。

③ 補助金収支予算書（様式第3号）の記入例

県事業・様式第3号

様式第3号（第5条、第12条関係）

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金収支予算書

1. 収入の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金	48,320円		48,320円		
その他					
合計	48,320円		48,320円		

2. 支出の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
肥料購入費支援	33,520円		33,520円		
事務費支援	14,800円		14,800円		
合計	48,320円		48,320円		

発行責任者及び担当者
 発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
 発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

県事業・様式第5号

様式第5号

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業 参加農業者名簿

No.	代表者 (姓・名)	参加農業者 氏名 又は 個人・事業名	肥料購入費支援予定額 (円)							事務費支援予定額 (円)		秋用肥料申請 の年数 (前年の場合は○)
			秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)				春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)			秋用肥料申請時	春用肥料申請時	
			当年の肥料費 (消費税込)	国定標準定額	県定標準定額	合計	当年の肥料費 (消費税込)	国定標準定額	県定標準定額			
1	○◎作	長崎 太郎	33,900	4,784	3,951	5,787					2,960	○
2	○◎作	・・・	30,900	3,222	3,547	6,769					2,960	
3	□□作	長崎 太郎	1,000,900	144,444	36,952	115,396					2,960	
4	□□作	・・・									2,960	
5	□□作	・・・									2,960	
集計			156,452	33,520	189,452						16,800	

- (注)
- 県の肥料価格高騰対策緊急補填事業における当年の肥料費は、国の肥料価格高騰対策事業において、「肥料価格高騰対策事業補助計画」の新付資料として使用した、当年の肥料費(秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月)の内容と一致していることを確認すること。
 - 肥料費の購入支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。
 県の支援予定額 = [(当年の肥料費) - (当年の肥料費) × (高騰率) + 0.9] × 0.15
 (参考) 国の支援予定額 = [(当年の肥料費) - (当年の肥料費) × (高騰率) + 0.9] × 0.7
 支援予定額の算出に用いる肥料費は、消費税込の金額とする。当年における肥料コスト上昇に対して、県および市町村から支援金(以下「地方自治体支援金」といふ。)が交付されている場合においては、国の支援金が調整される場合がある。
 - 事業に係る事務費支援予定額は、参加農業者における秋用肥料、春用肥料、それぞれ1回申請あたり定額2,960円とする。秋用肥料において複数回に分けて申請した場合の事務費支援は、参加農業者あたり申請1回分のみとする。秋用肥料について、複数回申請する農業者については表中の欄に「○」を記入すること。
 - 「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業補助金実施報告」の新付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
 - 適宜、行を追加すること。
 - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

○県事業の様式第3号の支出の部の肥料購入費支援及び事務費支援の金額は、県事業様式第5号の集計欄に記載されている金額と同じ金額を、それぞれ記入してください。

⑤ 参加農業者名簿（様式第5号）の記入例

○国事業の採択通知が行われた事業実施主体へは、参加農業者氏名及び国事業の支援対象となった肥料購入費が入力されたエクセルファイルを送付しますので、そのファイルから県事業の様式第5号の該当する部分にコピー＆ペーストしてください。

○国事業採択通知が行われていない状況で交付申請を行う場合においては、国事業申請時の肥料費を記入してもらいますが、国事業の審査の結果、県事業における支援額に過払いが生じた場合には支援金の返還を命じますので、県と十分協議の上、手続きを行うことになることを、ご了承ください。

国事業・参考様式第1-2号

参考様式第1-2号

記載例

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	行徳法人(町名)	氏名又は法人・組織名	支援予定額(円)				総合計	地方自治体からの肥料代への支援について	備考
			秋用肥料(令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料(令和4年11月～令和5年5月購入分)				
			当年の肥料費(消費税込)	支援予定額	当年の肥料費(消費税込)	支援予定額			
1	○○市	長崎 太郎	33,000	4,760		4,760	申請済(申請中)		
2	○○市	...	50,000	7,232		7,232	申請済(申請中)		
3	□□町	田原村 次郎	1,000,000	144,444		144,444	申請済(申請中)	20,000	
4	□□町	...					申請していない		
5	□□町	...					申請していない		
				156,432					

記載の欄は同じ市町村ごとでまとめてください

価格高騰対策事業取組計画書の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

県事業・様式第5号

様式第5号

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業 参加農業者名簿

No.	(町名)	氏名又は法人・組織名	肥料購入費支援予定額(円)				事務費支援予定額(円)				秋用肥料支援額申請申請済の状況(※)
			秋用肥料(令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料(令和4年11月～令和5年5月購入分)		秋用肥料申請済		春用肥料申請済		
			当年の肥料費(消費税込)	国支援予定額	県支援予定額	合計	当年の肥料費(消費税込)	国支援予定額	県支援予定額	合計	
1	○○市	長崎 太郎	33,000	4,760	3,051	5,797			2,960	○	
2	○○市	...	50,000	7,232	5,947	8,769			2,960		
3	□□町	田原村 次郎	1,000,000	144,444	96,952	175,396			2,960		
4	□□町	...							2,960		
5	□□町	...							2,960		
合計				156,432	35,529	189,952			14,800		

○事務費支援予定額は、秋用肥料と春用肥料のそれぞれの申請について、参加農業者ごとに「2,960」円を記入してください。

- (注)
- 県の肥料価格高騰対策緊急補填事業における当年の肥料費は、国の肥料価格高騰対策事業において、「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用した、当年の肥料費(秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月)の内容と一致していることを確認すること。
 - 肥料費の購入支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。
県の支援予定額 = (当年の肥料費) - (当年の肥料費) × (高騰率) + 0.9 × 0.15
(参考) 国の支援予定額 = (当年の肥料費) - (当年の肥料費) × (高騰率) + 0.9 × 0.7
支援予定額の算出に用いる肥料費は、消費税込の金額とする。当年における肥料コスト上昇に対して、県および市町村から支援金(以下「地方自治体支援金」という。)が交付されている場合にあっては、国の支援金が調整される場合がある。
 - 事業に係る事務費支援予定額は、参加農業者における秋用肥料、春用肥料、それぞれの申請にあたり定額2,960円とする。秋用肥料において複数回に分けて申請した場合の事務費支援は、参加農業者あたり申請1回分のみとする。秋用肥料について、複数回申請する農業者については表中の欄に「○」を記入すること。
 - 「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業補助金実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
 - 適宜、行を追加すること。
 - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

3 補助金の支払について（概算払請求及び概算払支払い）

- この補助金は原則として、補助事業者が事業が完了して、実績報告書を提出し、県から補助額の確定通知があった場合に補助金の全額の支払いを受けることができます（事業完了後の精算払い）。
 - ただし、本事業において、交付申請で県による確認が済んだ補助金について、補助事業者が迅速に立替払いをすることが困難等の理由により、希望する場合は、概算払いにより補助金の支払を受けることができます。
- ◎なお、概算払請求については、県事業による支援金受給後に、国事業において支援対象となる肥料費に変更が生じ、県事業での過払いが生じた場合には支援金の返還を命じますので、事前に県と協議の上、手続きを行うこととなりますので、ご了承ください。

※振込にあたっては、参加農業者には、交付決定のあった肥料購入費支援額を全額振り込んでください。

○ 概算払請求に必要な書類：① 概算払請求書（様式第7号）、② 請求内訳書（様式第8号）

① 概算払請求書（様式第7号）、② 請求内訳書（様式8号）の記入例

県事業・様式第7号

○様式7号には、**交付決定通知書**にある「**交付決定額**」、様式8号にはその内訳をそれぞれ記入してください。

○県からの「**交付決定通知書**（様式第6号）」の「**長崎県指令○番**」の「**日付け**」と「**番号**」を記入してください。

○振込先は、**国事業の補助金の振込先**と同じにしてください。

○概算払を必要とする理由を記入してください。

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

県事業・様式第8号

○着手年月日は、交付決定通知書の日付を記入してください。
○完了予定日は支援金振込の終了予定日を記入してください。

4 事業の内容変更や中止について

- ・補助事業者である事業実施主体は、補助事業を遂行する中で、実績額が交付決定額より増える見込みがある場合、または、交付決定額に比べて20%以上減る見込みがある場合は、交付要領によりに必要な下記の書類を提出してください。

○ 事業内容の変更に必要な書類：変更承認申請書（様式第9号）

- ・補助事業者である事業実施主体は、補助事業を遂行する中で、事業の中止又は廃止について承認を受ける場合は、交付要領により必要な下記の書類を提出してください。

○ 事業内容の変更に必要な書類：中止（廃止）承認申請書（様式第10号）

5 実績報告について

- ・補助事業者である事業実施主体は、長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）により実績報告に必要な下記の書類を提出してください。

○ 実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書（様式第11号）、② 事業実績報告書（様式第2号）、③ 収支精算書（様式第3号）、
④ 参加農業者名簿（様式第5号）、⑤ 参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類（例：参加農業者の口座等へ振り込んだ際の通帳の写し、現金で支払いを行った際の受領証等の写し等）

※交付申請時点の様式第5号に記載した参加農業者と振込先が異なる場合は、その理由が分かる書類（参加農業者から振込先として報告のあった書類等）も添付してください。

① 実績報告書（様式第11号）、②事業実績報告書（様式第2号）の記入例

県事業・様式第11号

様式第11号（第12条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住所 長崎県〇〇〇〇 〇-〇
名称 株式会社 □□□□
代表者又は氏名 △△ △△

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金実績報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号 採択決定の通知があった長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業実績報告書（様式第2号）
（注1）事業計画書に変更があったときは、変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること。
（注2）事業計画書又は事業計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類を添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。
（注3）標題を「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金事業計画書」から「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金実績報告書」に変更すること。

2. 収支精算書（様式第3号）

3. 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業参加農業者名簿（様式第5号）

4. 参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類
（注）参加農業者の口座等へ振り込んだ際の通帳の写し、現金で支払いを行った際の受領証等の写

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
発行担当者 △△ △△（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

○国事業の様式第1号別添に記載している「取組実施者の概要」の内容と同じ内容を県事業の様式第2号に記入してください。

○交付決定通知書の内容を記入してください。

○県事業の様式第2号に記載する所要額は、国事業の金額は、「採択通知書」に記載されている金額を記入してください。

○県事業の金額は、県事業の「交付決定通知書」の金額を記入してください。

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

県事業・様式第2号

記入例

様式第2号（第5条、第12条関係）

番 号
×年 ×月 ×日

長崎県知事 様

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金事業実績報告書

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名	株式会社 □□□□	
代表者の役職・氏名	△△ △△	
事業実施主体の住所	〒 長崎県〇〇〇〇〇〇 〇-〇	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	▽▽▽部 ▽▽ ▽▽
	電話番号	×××-××××-××××
	FAX 番号	◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇
	E-mail	●●●@～

2. 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金の所要額

国事業：156,432円（秋用肥料分 春用肥料分）
県事業：48,320円（秋用肥料分 春用肥料分）
（注）括弧内はいずれかを選択し、○で囲むこと

3. 事業の完了（予定）年月日 令和 ○年 ○月 ○日

4. 誓約・同意事項
事業実施主体（参加農業者を含む）は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、長崎県知事から求められた場合に応じます。	<input type="checkbox"/>
2 長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金事業計画書の内容は、国の肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（1）（第9の4の（3））に基づき提出する事業取組計画書の内容と相違ないことを誓約します。なお、国の肥料価格高騰対策事業における採択通知書が届いた場合には、その後10日間以内にその写しを知事へ提出します。	<input type="checkbox"/>
3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、長崎県知事から求められた場合は提出します。	<input type="checkbox"/>
4 以下の場合には、県の補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。	<input type="checkbox"/>
ア 国の対策事業における対策事業取組計画書及その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合	<input type="checkbox"/>
イ 正当な理由がなく、国の対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	<input type="checkbox"/>

（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

○事業の完了年月日は、参加農業者への支援金の支払完了月日を記入してください。

③ 収支精算書（様式第3号）、④ 参加農業者名簿（様式第5号）の記入例

県事業・様式第3号

様式第3号（第5条、第12条関係）
長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金収支精算書

1. 収入の部 (単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金	48,320円	48,320円			
その他					
合計	48,320円	48,320円			

2. 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
肥料購入費支援	33,520円	33,520円			
事務費支援	14,800円	14,800円			
合計	48,320円	48,320円			

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

県事業・様式第5号

様式第5号
長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業 参加農業者名簿

No.	氏名 個人・組織名	肥料購入支援予算額(円)				事務費支援予算額(円)				合計	肥料購入支援 補助金申請 の承認 済の欄に○
		秋用肥料 (令和4年11月～令和5年10月の購入分)		春用肥料 (令和5年11月～令和6年10月の購入分)		秋用肥料 (令和4年11月～令和5年10月の購入分)		春用肥料 (令和5年11月～令和6年10月の購入分)			
		今年の肥料費(購買費 等)	国定標準金額	県定標準金額	合計	今年の肥料費(購買費 等)	国定標準金額	県定標準金額	合計		
○◎	農家 太郎	30,000	4,700	3,000	5,700					3,900	○
○◎	...	50,000	7,000	3,000	8,700					3,900	
◎◎	農家 次郎	1,000,000	144,444	26,900	175,344					3,900	
◎◎	...									3,900	
◎◎	...									3,900	
										14,800	

○交付決定を受けた事務費支援額を記載してください。

○⑤の参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類と突合させる際に使用します。

2. 肥料購入費支援...
3. 事務費支援...
4. 「長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業」...
5. ...
6. ...

○本年度精算額には、肥料購入支援費および事務費支援のそれぞれの精算額を記入してください。
○本年度予算額には、交付申請時の様式第3号にて本年度予算額に記載した額を記入してください。

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

- ◎ 実績報告に必要な①～⑤の書類が全部揃っていることを確認してください。
- ① 実績報告書（様式第11号）、② 事業実績報告書（様式第2号）、③ 収支精算書（様式第3号）、④ 参加農業者名簿（様式第5号）、⑤ 参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる書類（例：参加農業者の口座等へ振り込んだ際の通帳の写し、現金で支払いを行った際の受領証等の写し等）
- ※交付申請時点の様式第5号に記載した参加農業者と振込先が異なる場合は、その理由が分かる書類（参加農業者から振込先として報告のあった書類等）も添付してください。

6 補助金の支払について（精算払請求及び精算払支払い）

- 補助金の支払を概算払いではなく、精算払いを行われる場合には、補助事業者が事業が完了して、実績報告書を提出し、県から補助額の確定通知があった場合に、交付要領により下記の書類を提出した後、補助金の全額の支払いを受けることができます（事業完了後の精算払い）。

○ 精算払請求に必要な書類：① 精算払請求書（様式第14号）、② 請求内訳書（様式第8号）

① 精算払請求書（様式第14号）、② 請求内訳書（様式8号）の記入例

県事業・様式第14号

様式第14号 (第15条関係)

長崎県知事 様

住所 長崎県〇〇〇〇〇 〇-〇
 名称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者又は氏名 △△ △△

金 48,320円

年 月 日付け長崎県指令 第 号で決定の通知があった長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金精算払請求書

1. 振込先（国補助金の振込先と同じとすること）
 金融機関名：
 支店名：
 預金の種別：
 口座番号：
 預金の名義（カタカナ）：
 （注1）振込のミスを防ぐため、通帳の写し（預金種別、口座番号や口座名義が確認できるページ）を添付すること。
 （注2）補助金請求内訳書（様式第8号）を添付すること。

発行責任者及び担当者
 発行責任者 〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
 発行担当者 △△ △△（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

○国事業の様式第1号に記載している「所在地」、「取組実施者名」、「代表者氏名」と同じ内容を記入してください。

○様式14号には、**交付額の確定通知書（様式第12号）の金額**、様式8号にはその内訳をそれぞれ記入してください。

○**交付額の確定通知書（様式第12号）**の内容を記入してください。

○振込先は、国事業の補助金の振込先と同じにしてください。

○発行責任者及び担当者名、連絡先を記入してください。

県事業・様式第8号

長崎県肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金請求内訳書

区分	交付決定額	前回送付額	今回請求額	残額	着手年月日	事業完了(予定)年月日
肥料購入費支援	33,520円	円	33,520円		令和×年×月×日	令和×年×月×日
事務費支援	14,800円		14,800円			

○着手年月日は、**交付決定通知書の日付を記入してください。**
 ○完了予定日は支援金振込の終了日を記入してください。

7 書類の整理・保管について

- ・ 県から支払いを受けた補助金については、他の経費と明確に区分して経理の状況を明らかにするとともに、関係書類については、全て、事業完了日の属する年度の翌年度から「5年間」保管しておかなければなりません。
- ・ 事業遂行中、事業完了後においても実地検査により県が内容確認を行う場合があります。補助事業者は、日頃から書類一式の整理・保管を徹底し、県からの内容確認に対応できるように準備しなければなりません。

◎ 保管すべき書類

- ・ 県からの通知（交付決定通知書、交付額の確定通知書など）
- ・ 県に提出した申請書、報告書の写し（交付申請書、実績報告書など）
- ・ 県に提出した申請書、報告書等の添付書類原本（国事業の採択通知書の写しなど）
- ・ 補助事業に係る確認書類原本（参加農業者へ支援金を支払ったことを確認できる受領書、通帳など）
- ・ 補助金の収支について記載した帳簿等（帳簿、通帳など）

問合せ先：

長崎県農林部農業イノベーション推進室
みどり戦略推進班

TEL：095-895-2933、FAX：095-895-2592